



東京都



虐待

に気づくための チェックリスト



チェックリスト（共通） 2-3P

チェックリスト（関係機関別） 4-5P

通告の手順 6P

関係法令（抜粋） 7-11P

通告先一覧 12P

あなたの気づきが
子供を虐待から
救います



東京都児童虐待防止
推進キャラクター
OSEKKAIくん



虐待に気づくためのチェックリスト

虐待に該当しますので、すぐに通告してください。



1つでも該当したら、まずは通告をしてください。

通告時には、子供の氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子供の状態、保護者や家族の状況などお伺いします。お分かりの範囲でご協力ををお願いします。

◆ 通告者や相談内容についての秘密は守ります。 ◆ 子供の安全を第一に考えます。



共通

1

不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる

2

子供の様子 家の外に閉め出されている

3

衣服や身体が極端に不潔である

4

食事を与えられていない

5

夜遅くまで遊んだり、徘徊したりしている

6

保護者の様子 小さい子供を置いたまま外出している

7

体罰を正当化する

8

子供が怪我や病気をしても医師に見せない、怪我等について不自然な説明をする



虐待に気づくためのチェックリスト

虐待の可能性がありますので、迷わず通告(連絡)してください。



こうした項目に当てはまる場合には虐待の可能性があります。

通告時には、子供の氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子供の状態、保護者や家族の状況などお伺いします。お分かりの範囲でご協力をお願いします。

◆ 通告者や相談内容についての秘密は守ります。 ◆ 子供の安全を第一に考えます。



共通

1

いつも子供の泣き叫ぶ声、叩かれる音が聞こえる

2

極端な栄養障害や発達の遅れが見られる
(低身長、低体重、急な体重減少等)

3

季節にそぐわない服装をしている

4

食事に異常な執着を示す

5

ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない

6

気力がない、表情が乏しく活気がない(無表情)

7

態度が怯えていたり、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとしたりする

8

家に帰りたくないそぶりがある

9

誰かれなく大人に甘え、警戒心が過度に薄い

10

地域や親族などと交流がなく、孤立している、支援に拒否的である

11

子供の養育に関して拒否的、無関心である

12

年齢不相応な養育(しつけ)を正当化する

13

子供に対して拒否的な発言をする

14

気分の変動が激しく、子供や他人にかんしゃくを爆発させる

15

夜間徘徊などを黙認する

虐待に気づくためのチェックリスト(関係機関別)

※共通項目に加えて、下記項目も追加

民間事業者（水道・電気・ガス事業者）

- 1 子育て家庭においてライフラインが止まっている
- 2 子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される
- 3 訪問時に、不自然に子供を隠し、追い返そうとする
- 4 子育て家庭において、いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

民間事業者（スーパー、コンビニ、飲食店など）

- 1 保護者が子供を叩くのを目撃した
- 2 低年齢の子供が夜遅く子供だけで店に出入りしている

マンション、集合住宅等の管理人

- 1 マンション等の住民から子供の虐待の目撃等の情報がある
- 2 子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される
- 3 訪問時に、不自然に子供を隠し、追い返そうとする
- 4 子育て家庭において、いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

民生委員・児童委員

- 1 公園などで一人で夜遅くまで遊んでいる
- 2 近所から子供の虐待の目撃情報がある
- 3 長らく子供の姿が見えず、近所でも心配をしている
- 4 外で保護者が子供をよく怒鳴っている
- 5 子育て家庭において、いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である



虐待に気づくためのチェックリスト(関係機関別)

※共通項目に加えて、下記項目も追加



保育所・幼稚園・学校等

- 1 給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
- 2 無断欠席が多く連絡がとれない
- 3 保護者がいつも行事などに子供を参加させない
- 4 治療が必要であっても受診させない

医療機関

- 1 怪我の説明が二転三転し、矛盾する
- 2 子供から怪我の原因を説明させない、保護者が口止めをしている様子がある
- 3 病気でも受診が遅く、同伴しないこともある
- 4 子供の健康状態に無関心である
- 5 不審な怪我がある
- 6 保護者にも不審なあざ等がある（DV疑い）

公共交通機関

- 1 乗り物やプラットホーム等の公共の場で、保護者が子供を叩く等の目撃情報がある
- 2 低年齢の子供が夜遅く子供だけで電車やバスに乗っている、構内にいる

商店街・自治会

- 1 商店街などで、保護者が子供を叩く、怒鳴る等の目撃情報がある
- 2 低年齢の子供が夜遅く商店街を徘徊している
- 3 子供が万引きをしている

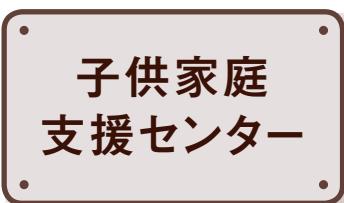
児童虐待の通告の手順（一般的な手順）

!

虐待または虐待の疑いを発見



生命・身体に
危険があり
緊急の場合



児童相談所

相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※それ以外の時間帯については、児童相談所虐待対応ダイヤル189で対応

関係機関や、都内児童相談所に相談中の方で、緊急の場合

緊急連絡先 03-5937-2330

平日夜間の17時45分以降
土・日・祝、年末年始

※連絡先はP12をご参考ください。

関係法令について

児童虐待の防止等に関する法律 第2条（虐待の定義）

第二条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童虐待の防止等に関する法律 第3条（児童に対する虐待の禁止）

第三条

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第5条（児童虐待の早期発見等）

第五条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定 その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第6条（児童虐待に係る通告）

第六条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

関係法令について

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第7条（守秘義務）

第七条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第8条（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行いうための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

児童虐待の防止等に関する法律 第13条の4（資料又は情報の提供）

第十三条の四

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不當に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

児童虐待の防止等に関する法律 第14条（親権の行使に関する配慮等）

第十四条

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

関係法令について

児童福祉法 第25条

(児童虐待を発見した場合の通告)

第二十五条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

児童福祉法 第25条の2

(要保護児童対策地域協議会等)

第二十五条の二

地方公共団体は、単独又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

児童福祉法 第25条の3

(資料又は情報の提供等)

第二十五条の三

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

児童福祉法 第25条の5

(要保護児童対策地域協議会の守秘義務)

第二十五条の五

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

関係法令について

個人情報の保護に関する法律

第二十七条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第六十九条

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該の個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

関係法令について

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（平成31年4月施行）の主なポイント

子供のことを一番に考え社会全体で虐待から守ること、そして子供の権利擁護や健やかな成長を目指し、条例では次のことを定めました。条例の主なポイントは7つです。

①都民として努めましょう（都民等の責務）

都内在住の方だけでなく、都内在勤や事業者の方などを含めたみんなで虐待を防ぐことを理解し、協力しましょう。

②保護者として努めましょう（保護者等の責務）

体罰や暴言などで子供を傷つけてはいけません。（体罰や暴言等は子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすともいわれ虐待に発展する可能性もあります。）
児童相談所による子供の安全確認に協力しましょう。
子供を健やかに育てるため、妊娠婦の健診を受けたり、乳幼児の健診を受けさせましょう。

③児童虐待の防止に取り組みます（虐待の未然防止）

都は区市町村の子育て支援の取組を支えていきます。
子供に自分が守られるべき存在であることや困ったときの相談先などの情報を提供します。

④早く見つけ早く対応します（早期発見及び早期対応）

虐待かなと思ったら、ためらわずに児童相談所や子供家庭支援センターへご連絡を。事実を確認する必要はありません。
虐待通告は子供を守るだけでなく、家庭の支援にもつながるものです。
児童相談所は速やかに子供の安全確認を行い、安全確認ができない場合には必要な権限を使用します。
民間事業者からも様々な情報を得られやすくするため、児童相談所の調査について規定します。
児童相談所同士の引継ぎや関係機関との協力をしっかりと行います。

⑤虐待を受けた子供と保護者を支えます（虐待を受けた子供とその保護者への支援等）

年齢と心や体の状態をしっかり考えたサポートと教育を行います。
保護者に健やかな家庭づくりと再発防止を促します。
家庭の様々な事情から施設入所した場合でも、子供が家庭に戻れるよう、保護者への指導とサポートを続けます。

⑥子どもを社会で育て自立を支えます（社会的養護等）

虐待を受けた子供への社会的養護を充実させます。
虐待を受けた又は社会的養護のもとで育った子供の社会的自立のため、必要な普及啓発やサポートを行います。

⑦人材を育成します（人材育成等）

虐待の防止や対応などの専門的知識や技術を持った職員を育て、児童相談所の運営体制を適切に確保します。

東京OSEKKAI化計画ホームページ

OSEKKAI

検索



条例の全文はこちらをご覧ください

～区市町村相談・通告先一覧～

区市町村名	電話番号	区市町村名	電話番号	区市町村名	電話番号
千代田区	03-3256-8150	江戸川区	03-5678-1810	多摩市	042-355-3777
中央区	03-3534-2228	八王子市	042-656-8225	稲城市	042-378-6366
港区	0120-483-710	立川市	042-528-4338	羽村市	042-578-2882
新宿区	03-3232-0675	武蔵野市	0422-55-9002	あきる野市	042-550-3313
文京区	03-5803-1109	三鷹市	0422-40-5925	西東京市	042-439-0081
台東区	03-3875-1889	青梅市	0428-24-2126	瑞穂町	042-568-0051
墨田区	03-5630-6351	府中市	042-354-8701	日の出町	042-597-6177
江東区	03-3646-5481	昭島市	042-543-9046	奥多摩町	0428-85-1788
品川区	03-6421-5236	調布市	0120-087-358	檜原村	042-598-3122
目黒区	03-5722-9743	町田市	042-724-4419	大島町	04992-2-2398
大田区	03-5753-9924	小金井市	042-321-3146	利島村	04992-9-0018
世田谷区	0120-52-8343	小平市	042-347-3192	新島村	04992-5-1856
渋谷区	0120-135-415	日野市	042-599-5454	神津島村	04992-8-1180
中野区	03-5937-3289	東村山市	042-390-2271	三宅村	04994-5-0982
杉並区	03-5929-1902	国分寺市	042-572-8138	御藏島村	04994-8-2121
豊島区	03-6858-2302	国立市	042-573-0192	八丈町	04996-2-4300
北区	03-3912-1894	福生市	042-539-2555	青ヶ島村	04996-9-0111
荒川区	03-3802-3765	狛江市	03-5438-6606	小笠原村	04998-2-3939
板橋区	03-5944-2373	東大和市	042-565-3651		
練馬区	0120-248-551	清瀬市	042-495-7701		
足立区	03-3852-3535	東久留米市	042-471-0910		
葛飾区	03-3602-1389	武蔵村山市	042-590-1152		

◆ 匿名で結構です
 ◆ 秘密は守ります
 ◆ 子供の安全を第一に考えます

～都内児童相談所連絡先一覧～

※（）内は担当地域です。
※令和5年10月1日時点

児童相談センター	
（練馬区／小笠原支所）	03-5937-2311
（渋谷区／文京区／大島支所）	03-5937-2314
（新宿区／中央区／台東区 千代田区／八丈・三宅支所）	03-5937-2317
江東児童相談所	
（江東区／墨田区）	03-3640-5432
品川児童相談所	
（品川区／目黒区／大田区）	03-3474-5442
杉並児童相談所	
（杉並区／武蔵野市／三鷹市）	03-5370-6001
北児童相談所	
（北区）	03-3913-5421
足立児童相談所	
（足立区）	03-3854-1181
八王子児童相談所	
（八王子市／町田市／日野市）	042-624-1141

立川児童相談所	042-523-1321
（立川市／青梅市／昭島市／國立市／福生市／あきる野市 羽村市／瑞穂町／日の出町／檜原村／奥多摩町）	
小平児童相談所	042-467-3711
（小平市／小金井市／東村山市／國分寺市／西東京市 東大和市／清瀬市／東久留米市／武蔵村山市）	
多摩児童相談所	042-372-5600
（多摩市／府中市／調布市／稲城市／狛江市）	
特別区児童相談所	
世田谷区児童相談所	03-6379-0697
荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）	03-3802-3765
江戸川区児童相談所（はあとボート）	03-5678-1810
港区児童相談所	03-5962-6500
中野区児童相談所	03-5937-3289
板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）	03-5944-2373
豊島区児童相談所	03-6758-7910
葛飾区児童相談所	03-5698-0303

※夜間および土・日・祝日は、関係機関の方や、児童相談所にご相談中の方で緊急の場合は03-5937-2330へお電話ください。

つながらります
お近くの
児童相談所に



児童相談所虐待対応ダイヤル 189番

虐待通告やその他お子様のことで緊急のご相談がある場合には、189で対応します。
※一部のIP電話からはつながりません。 ※夜間および土・日・祝日も対応します。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。